

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	平成 28 年 1 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	開示請求に対する決定
処 分 権 者	実施機関
根 拠 規 定	美郷町個人情報保護条例第 15 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町個人情報保護条例第 13 条、第 14 条、第 15 条第 1 項・第 2 項・第 5 項・第 6 項、第 16 条、第 17 条 美郷町個人情報保護条例施行規則第 5 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町個人情報保護条例 （開示の請求）</p> <p>第 13 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書に記録されている当該本人の個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。次条から第 21 条までにおいて同じ。）（第 6 条第 4 項の事務に係るものを除く。第 19 条第 3 項及び第 24 条第 1 項において同じ。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、未成年者で 15 歳以上の者の法定代理人が個人情報（特定個人情報を除く。）に係る開示請求をする場合は、本人の同意を必要とする。</p> <p>（開示請求の手続）</p> <p>第 14 条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。</p> <p>（1） 開示請求をしようとする者の氏名及び住所</p> <p>（2） 開示請求をしようとする者が代理人である場合は、本人の氏名及び住所</p> <p>（3） 開示請求に係る個人情報の名称その他個人情報を特定するために必要な事項</p> <p>（4） 前 3 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p> <p>2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>（開示請求に対する決定等）</p> <p>第 15 条 実施機関は、開示請求書の提出があったときは、当該開示請求書を受理し</p>

た日から起算して15日以内（特定個人情報に係る開示請求にあつては、30日以内）に、開示請求に係る個人情報の開示をするかどうかの決定（第17条の規定による決定を含む。）を行わなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に同項に規定する決定を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、開示請求書を受理した日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の期間及び理由を当該開示請求書を提出した者（以下「開示請求者」という。）に通知しなければならない。

3、4 略

5 第1項に規定する期間（第2項の規定により当該期間が延長された場合においては、当該延長後の期間）内に、同項の決定が行われなるときは、開示請求者は、当該請求に係る個人情報の開示を行わない旨の決定があつたものとみなすことができる。

6 実施機関は、第1項の決定を行う場合において、当該決定に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、必要に応じてあらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

（開示しないことができる個人情報）

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報の全部又は一部の開示をしないことができる。

(1) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により、本人に対しても開示することができなるとされているとき。

(2) 実施機関が行う個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等を伴う事務に関する個人情報を含む場合であつて、開示することにより、当該事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすと認められるとき。

(3) 実施機関又は国及び地方公共団体その他の公共的団体（以下「国等」という。）が行う監査、検査、許可、認可、試験、入札、交渉、契約、争訟その他の事務事業に関する個人情報を含む場合であつて、開示することにより、当該事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすと認められるとき。

(4) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護又は犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められるとき。

(5) 本町と国等との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した個人情報を含む場合であつて、開示することにより国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるとき。

(6) 開示請求者以外の第三者に関する情報を含む情報であつて、開示することにより当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるとき。

(7) 未成年者で15歳未満の者の法定代理人により開示請求された当該未成年者に係る個人情報であつて、開示することにより、当該未成年者の利益に反することとなると認められるとき。

2 実施機関は、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、前項各号の規定により保護される利益が害されることと

なるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、請求を拒否することができる。

(部分開示)

第 17 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に前条第 1 項各号の規定により開示しないことができる個人情報が含まれている場合において、その部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該個人情報の開示をしなければならない。

○美郷町個人情報保護条例施行規則

(開示請求書等)

第 5 条 条例第 14 条第 1 項の開示請求書は、個人情報開示請求書(様式第 3 号)のとおりとする。

2 条例第 14 条第 2 項(条例第 18 条第 5 項、第 20 条第 3 項、第 21 条の 4 第 3 項及び第 24 条第 3 項において準用する場合を含む。)の本人又はその代理人(法定代理人を含む。)であることを証明する書類は、次の各号に掲げる開示請求者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 本人が開示請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに準ずるものとして町長が定める書類

(2) 代理人が開示請求する場合 当該代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍抄本その他代理人の資格を証する書類として町長が定める書類

参 考 資 料

標 準 処 理 期 間

■設定 □未設定

15 日(特定個人情報に係る開示請求にあつては、30 日以内)

備 考

請求日から 15 日以内(特定個人情報に係る開示請求にあつては、30 日以内)に決定(条例 15-1)。但し、請求日から 60 日を限度に延長可(条例 15-2)。

設 定 日

平成 28 年 1 月 1 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	平成 28 年 1 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	訂正請求に対する決定
処 分 権 者	実施機関
根 拠 規 定	美郷町個人情報保護条例第 21 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町個人情報保護条例第 14 条第 2 項、第 15 条第 2 項・第 5 項、第 19 条、第 20 条、第 21 条第 1 項・第 2 項 美郷町個人情報保護条例施行規則第 5 条第 2 項、第 8 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町個人情報保護条例 (開示請求の手続)</p> <p>第 14 条 略</p> <p>2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。 (開示請求に対する決定等)</p> <p>第 15 条 略</p> <p>2 実施機関は、前項に規定する期間内に同項に規定する決定を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、開示請求書を受理した日から起算して 60 日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の期間及び理由を当該開示請求書を提出した者（以下「開示請求者」という。）に通知しなければならない。</p> <p>3、4 略</p> <p>5 第 1 項に規定する期間（第 2 項の規定により当該期間が延長された場合においては、当該延長後の期間）内に、同項の決定が行われなときは、開示請求者は、当該請求に係る個人情報の開示を行わない旨の決定があったものとみなすことができる。</p> <p>6 略 (訂正の請求)</p> <p>第 19 条 前条第 1 項の規定により開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、当該個人情報の訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の訂正請求をすることができる。</p>

3 法令若しくはほかの条例の規定により開示を受けた個人情報又は法令、ほかの条例若しくは実施機関の定める規程により交付を受けた証明書、通知書等に記載されている個人情報は、前条第1項の規定により開示を受けた個人情報とみなし、第1項の規定を適用する。

(訂正請求の手続)

第20条 訂正請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る個人情報の名称その他個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正請求の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第21条 実施機関は、訂正請求書の提出があったときは、当該訂正請求書を受理した日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正請求に係る個人情報の訂正をどうかの決定を行わなければならない。

2 第15条第2項から第5項(第4項後段を除く。)の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。

3 略

○美郷町個人情報保護条例施行規則

(開示請求書等)

第5条 略

2 条例第14条第2項(条例第18条第5項、第20条第3項、第21条の4第3項及び第24条第3項において準用する場合を含む。)の本人又はその代理人(法定代理人を含む。)であることを証明する書類は、次の各号に掲げる開示請求者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本人が開示請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに準ずるものとして町長が定める書類
- (2) 代理人が開示請求する場合 当該代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍抄本その他代理人の資格を証する書類として町長が定める書類

(訂正請求書)

第8条 条例第20条第1項の請求書は、個人情報訂正請求書(様式第8号)のとおりとする。

参 考 資 料

標準処理期間

■設定 □未設定

	30 日
備 考	請求日から 30 日以内に決定（条例 21-1）。但し、請求日から 60 日を限度に延長可（条例 21-2 で準用する 15-2）。
設 定 日	平成 28 年 1 月 1 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	平成 28 年 1 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	是正の申出
処 分 権 者	実施機関
根 拠 規 定	美郷町個人情報保護条例第 24 条第 1 項・第 2 項・第 4 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町個人情報保護条例第 24 条第 1 項・第 2 項・第 4 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町個人情報保護条例 （是正の申出）</p> <p>第 24 条 何人も、実施機関の自己に関する個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）の取扱いが不適正であると認めるときは、当該実施機関に対しその取扱いの是正の申出（以下「是正申出」という。）をすることができる。</p> <p>2 是正申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した是正申出書を実施機関に提出しなければならない。</p> <p>（1） 是正申出をしようとする者の氏名及び住所</p> <p>（2） 是正申出をしようとする者が第 3 項の規定において準用する場合は、本人の氏名及び住所</p> <p>（3） 是正申出に係る個人情報の名称その他個人情報を特定するために必要な事項</p> <p>（4） 不適正であると認める取扱い事項及び理由</p> <p>（5） 是正を求める内容</p> <p>（6） 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p> <p>3 略</p> <p>4 実施機関は、第 2 項の是正申出書が提出されたときは、速やかに、必要な調査を行い、審査会の意見を聴いた上で、是正申出をした者（以下「申出者」という。）に対し、是正するかどうかを通知しなければならない。ただし、申出者の同意があるときは、実施機関は、審査会の意見を聴かないで処理を行うことができる。</p> <p>5 略</p>
参 考 資 料	

標準処理期間	■設定 □未設定
	30日
備考	
設定日	平成28年1月1日